## 議案第67号

狭山市立児童館条例の一部を改正する条例

狭山市立児童館条例(昭和51年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条の表狭山市立第二児童館の項中「狭山市立第二児童館」を「狭山市立狭山台児童館」に改め、同表狭山市立第三児童館の項中「狭山市立第三児童館」を「狭山市立広瀬児童館」に改め、同表狭山市立第四児童館の項中「狭山市立第四児童館」を「狭山市立水野児童館」に改める。

第4条第2号中「狭山市立第二児童館」を「狭山市立狭山台児童館」に改め、同条第3号中「狭山市立第三児童館」を「狭山市立広瀬児童館」に改め、同条第4号中「狭山市立第四児童館」を「狭山市立水野児童館」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

平成23年11月28日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

## 提案理由

狭山市立第二児童館、狭山市立第三児童館及び狭山市立第四児童館の名称を改めたいので、この案を提出するものである。